

第28回大分市自治基本条例検討委員会

平成24年1月24日(火)午前10時
市役所本庁舎8階大会議室

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 市民意見交換会及び市民意見公募の意見について

(2) その他

語句の使い方・表現についての指摘事項

- (1) 「住民」及び「市民」の言葉の使い方について、再度検討し、確認する必要があるのではないか

これについては、その後市民部会において検討をしていただきましたが、先行する多くの他市の条例や大分市議会基本条例などと同様の使い方をしており、また、「住民」については、地方自治法の規定とも趣旨を同じくするものであることから、現行どおりで良いと考えています。

- (2) 第5条(市民の権利)第3項で、「参画」の語句が2度使われている。前段と後段の文を1文に整理することで、重複を解消できないか。

この項の構成としては、まず前段で子どもを含む市民のまちづくりへの参画について謳い、後段では特に子どもに特化して年齢に応じた参画を謳っており、ご指摘のような語句の重複はあるものの、内容を変えずに1文に整理することは困難なことから、現行案の表現の方が良いと考えます。

- (3) 以下の語句については、ルビを振る、ひらがな表記にするなど、わかりやすい表現を検討できないか

検討すべき語句	検討内容
協働	比較的新しい言葉ではありますが、最近制定された法律においては、ルビを振らずに使用されている実態があり、それとのバランスも考慮した上で、既に一般化しつつある語句であると判断し、ルビを振らずに使用しても差し支えないものと考えます。
担う	法令の中では、ひらがな表記よりも漢字の表現を使用している例が多く、現行の表現でも差し支えないものと考えます。
負う	法令の中では、ひらがな表記よりも漢字の表現を使用している例が多く、条文の意図を正確に伝えるという意味でも、現行の漢字の表現の方がより適切ではないかと考えます。
一翼	ご指摘のとおり、やや難解な語句ではありますが、議会に関する項目の中で、「大分市議会基本条例」における表現をそのまま使用する部分であり、また、他の表現を行うことで条文の内容を変えてしまうというリスクを避ける意味合いからも、現行の表現が適切ではないかと考えます。

設問	自治体	政令指定都市				中核市	
	札幌市	新潟市	川崎市	静岡市	函館市	宇都宮市	
	H19.4.1施行	H22.2.22施行	H17.4.1施行	H17.4.1施行	H23.4.1施行	H21.4.1施行	
Q1. 条例制定により具体的な効果・動きがあったか							
具体的な動きがあった							
市民に動きがあった。	地域のまちづくり活動事例数が大幅に増加し、身近な地域のまちづくりへの参加が活発になっているほか、市民参加事業数が条例施行後増加してきている	平成20年から取り組んでいるごみ減量化の取組など、行政だけでは解決が難しい課題に地域も率先して協働していただき成果を上げてきている	-	自治基本条例について自ら学ぶ市民や団体が出てきた	-	-	
行政に動きがあった。	「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き」を作成したところ、市の「情報共有・市民参加」の取組が増加している。また、「市民まちづくり活動促進条例」や「子どもの権利条例」を施行し、NPO法人等各種団体のまちづくり活動や企業の社会貢献活動、子どもの社会参加を推進する基盤を整備し、各種事業展開を進めている	これまで以上に幅広い事業・分野で条例の理念に沿って市民参画を意識するようになってきている	パブリックコメント手続条例の制定や住民投票制度の創設、区民会議の設置など、条例に基づく制度整備等を行ってきた	自治基本条例に基づき、「市民参画の推進に関する条例」「市民活動の促進に関する条例」を制定した。また、職員の市民参加に関する意識が向上した	女性や若者の視点からの意見等をまちづくり施策に反映させることを目的とした「まちづくり会議」を設置した	-	
その他	平成16年度より、札幌市では市内87か所にまちづくりセンターを拠点として、地域のまちづくり活動を支援し、うち8か所では地域住民がまちづくりセンターを自主運営するなど、市民参加区に取り組んできたが、市民センター設置時から条例制定後の市民自治の実践事例の取組が増えている	-	-	-	-	-	
「具体的な動きがない」場合、今後どのような取組が必要と考えるか	-	-	-	-	-	理念的条例のため、今後も継続的な浸透を図っていくことが必要と考える	
Q2. 条例上の「市民」の範囲についてどのように定義したか							
現実に居住する人に限定した	-	-	-	-	-	-	
通勤・通学者などを含め広く捉えた	札幌には毎日、約8万5千人が近隣市町村から通勤・通学しており、日中の多くの時間を市内で過ごしていることから、こうした方も札幌のまちづくりに力を発揮していただくことが必要との考えから、通勤・通学者を含めて定義した	通勤・通学等で本市に関わるの方々の力も今後の発展には不可欠であるという考えから	市民の範囲を広げて定義しているのは、本格的な少子高齢社会の到来、地球環境への配慮、また行政需要の多様化、政策課題の広域化などの状況の中で、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「住民」だけではなく、川崎という地域社会における幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づくものである	指定都市である本市は、より一層様々な人々や団体が国内外から集うこととなり、これからのまちづくりは、このような人々の力も必要である。つまり、このまちに住む人、集う人が、個人・団体を問わず、お互いが平等であることを認識して、尊重し合いながらまちづくりに取り組むことが、理想とする静岡市を想像するうえで必要であるため	市内の区域内に住所を有する者(個人や法人)に限らず、本市に通勤・通学する人や、町会・ボランティア組織やNPOなどの市内で活動する法人や団体などもまちづくりの担い手であることから、市民の意味を広くとらえた	地域の課題解決やまちづくりを進めていくに当たっては、いわゆる「住民」だけではなく、本市に集う様々な人々が協力して解決していく必要があるため	

自治基本条例制定に係る調査集約表

設問	自治体	中核市				近隣市
		岐阜市	豊田市	高松市	熊本市	由布市
		H19.4.1施行	H17.10.1施行	H22.2.15施行	H22.4.1施行	H21.9.25施行
Q1. 条例制定により具体的な効果・動きがあったか						
具体的な動きがあった						
市民に動きがあった。	-	-	-	市民参画や協働の取組が増加している	-	
行政に動きがあった。	条例のアクションプラン(協働型市政運営行動計画)を策定するとともに、庁内推進組織(市民との協働推進本部)を整備	-	-	庁内推進会議や参画協働推進員の設置、市民参画と協働の推進条例やオンブズマン条例などの個別条例の施行など	-	
その他	-	まちづくり基本条例と同時に施行された地域自治区条例により地域会議が発足し、地域住民の市政への参加が活発化した	自治基本条例の基本理念を実現し、市民主体のまちづくりを進めていく上で、より具体的な方向や目標を示す、基本的な指針となるものとして、「高松市自治と協働の基本指針」を制定し、これに基づいた取組を、市民と行政とが協働して推進している	-	-	
「具体的な動きがない」場合、今後どのような取組が必要と考えるか	-	-	-	-	地域社会を構成する多様な市民やコミュニティがまちづくりに参画、協働し、さまざまな実践的な取組を具体化していくことが求められていることから、住民自治基本条例の制定は、その取組みのスタートとなるものであり、実践を通じて条例そのものも検証されていくべきものと考えている。 今後は、参加手法等について検討していく必要性を感じている	
Q2. 条例上の「市民」の範囲についてどのように定義したか						
現実に居住する人に限定した	-	-	-	-	-	
通勤・通学者などを含め広く捉えた	「参画・協働」を市政運営の基本に位置付ける条例の理念から、まちづくりに関する協働のあり得る範囲・多様性を広く解釈したことによる。 個別制度の詳細にかかる権利義務まで一律にすることを意味するものではない	これからのまちづくりをすすめるにあたり、多様化する諸課題に対して、住民だけでなく、自治区やNPO、ボランティア、企業をはじめ広く市に関わって活動している人の力を結集することが必要であると捉えたため	本市内で生活し、活動する人全員で、まちづくりに取り組むことが重要であることから、本市内に居住し、通勤し、または通学する個人および市内で事業を行い、または活動を行う個人または法人その他の団体を含めることとした	地域社会が抱える様々な課題の解決やまちづくりを進めていくためには、本市に関係する幅広い人々の参画と協働が必要であるため	市民と市民等に定義を分類。市民等とは、市民並びに由布市内で働き、学び及び市内においてまちづくり活動を行う人若しくは団体をいうと定義した	

(定義)

第 2 条 この条例において「市民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に通勤し、又は通学する者

(3) 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域活動団体等」という。）

2 この条例において「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の市の執行機関及び水道事業管理者をいう。

3 この条例において「協働」とは、市民、議会及び市長等が各々の役割分担のもと、手を取り合って共通の課題解決に取り組むことをいう。

4 この条例において「総合計画」とは、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びそれを実現するため、本市の行政全般にわたり総合的かつ体系的に定める基本計画を総称したものをいう。

(解説)

第 2 条は、この条例に使用している用語のうち、その意味するところを明確に定めておく必要があるものについて、「定義」という形で定めたものです。

第 1 項では、「市民」の定義を述べています。

本市における自治やまちづくりに関わる活動は、市内に住所を有している個人だけによって行われているものではなく、市内にある事業所に通勤してくる人や学校に通学してくる人、あるいは、市内で事業を営む事業者や、地域で活動を行う活動団体、ボランティア団体、NPO法人など様々な団体によって行われています。

まちづくりに関する活動を行う「市民」には、未成年者や外国人も含まれますが、今後地域における活動を推進して行く上では、本市のまちづくりを担う、これらすべての人々や各種団体等が行う活動がますます重要になってきます。

このことは、ここで定義している「市民」がすべて同じ権利を有することを意味するものではなく、法律上有する権利にはそれぞれ違いがありますが、それを前提としながらも、それぞれの立場に応じて、様々な形でまちづくりに貢献していただくことが必要であると考えられることから、このように「市民」の範囲を広く捉えることとしています。

(市民の権利)

第5条 市民は、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。

2 市民は、公正な行政サービスを受けることができる。

3 市民は、まちづくりに参画することができる。子どもも年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。

4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

5 子どもは、将来の地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。

(解説)

第5条に規定する市民の権利は、この条例の規定により初めて認められるものではなく、また、この条に規定されているものが市民が有する権利の全てではありませんが、ここでは、本市における自治やまちづくりの主体である市民が本来的に有している基本的人権を含めた権利のうち、自治やまちづくりへの参画といった面での権利にスポットを当てて規定しています。

第3項と第5項では、「市民」とは別にあえて「子ども」の権利を謳っています。

第2条の定義にあるように、当然「子ども」も「市民」に含まれますが、この条例の全般にわたり、有権者などいわゆる「大人」を意識した規定が多い傾向があることから、「市民の権利」の中で、あえて将来の自治の担い手である「子ども」の権利を抜き出して謳ったものです。そこでは、教育、福祉、家庭、地域社会、事業活動など、あらゆる面における子どもの生育環境の整備やそれへの配慮を意識した規定となっています。

「健やかに育つ環境を求めることができる」とは、子どもが「健やかに育つ」ための権利が尊重されるべきであることを謳ったものです。「大分市子ども条例」に規定する子どもの権利も同じ趣旨によるものです。

なお、「子ども」とは何歳までをいうのかについては、あえて規定していませんが、この条例は「基本条例」であり、他の全ての条例、規則等の指針となるものであることから、ここでは具体的に定義せずに、本市が定める他の条例等の中で必要に応じて定義されるべきものと判断しています。

第1項では、本市で生活又は活動を行う上で、何事にも安心して安全かつ快適に過ごす環境を求めていくことができる権利を規定しています。ここで「求めていく」というのは、例えば全てを行政に求めるというような意味で

はなく、行政に求めるべきことは行政に求め、それ以外に自らが行うべきことは自らが行い、行政や他の市民と協力して行うことは協力して行うなど、「自助、共助、公助」を念頭に置いた上で、より良い環境づくりをめざしていくという趣旨です。

第2項では、安心して安全かつ快適な生活を送るために、法令により定められたルールの範囲で、市が提供するサービスを受ける権利があることを規定しています。これは、地方自治法に謳われている住民の権利と同様の趣旨を確認的に規定したものです。

第3項では、本市の自治を推進するために、市民が自発的かつ主体的にまちづくりに参画できることを定め、特に、子どもについても、それぞれの年齢や役割に応じたかたちで、まちづくりに参画できることを規定しています。

第4項では、市民がまちづくりに参画し、協働するための前提となる「知る権利」を保障し、本市が保有する情報の公開又は提供を求めることができる旨を規定しています。前条で規定している「情報共有の原則」について、市民の権利の視点から表現しなおした内容となっています。

第5項では、まちづくりを次の世代へと引き継いでいくという観点から、子どもが将来大人になったときに、地域社会を担う市民となれるよう、健やかに育つ環境を求めることができることを規定しています。これは、次条第2項に規定する市民の責務とあいまって、子どもが「健やかに育つ」ために本来有している権利を明らかにしようとするものですが、当然のことながら、子どもの要求をすべて認めて受け入れるという趣旨ではなく、本来的に保障されるべき子どもの権利については、確実に守っていくべきであることを謳っています。

(住民投票)

第26条 市長は、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。

2 市長は、前項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければならない。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに別に条例で定めるものとする。

(解説)

第26条は、住民投票の実施について述べています。

第1項では、市政に係る重要な事項について住民の意思を確認するため、住民投票を行うことができることを規定しています。

第2項では、住民投票には法的拘束力はないものの、住民投票を実施した場合、市長はその結果を尊重しなければならないことを規定しています。

住民投票については、この条例の規定を根拠としてただちに実施できるものではなく、第3項に規定するように、その事案ごとに、必要事項を別に条例で定めて実施することとしています。これは、住民投票を行うべきかどうかを含め、市議会の審議を経て慎重に判断した上で、実施すべきとの考えによるものです。

「住民」とは、市内に住所を有する人をいいます。ここで、「市民」ではなく「住民」とした理由は、市政に関する重要な事項を定める投票については、市内に住所を有する人を対象に行うべきであると判断したことによります。

なお、実際に住民投票を行うことができる対象者の範囲については、個別の事案ごとに、第3項に規定する個別の住民投票条例を定める際に判断されるものであり、この条例では定めていません。

(参考)

住民投票に関する住民からの請求については、地方自治法第74条の規定により、有権者の50分の1以上の署名をもって、住民投票に関する条例の制定を請求することを通じて、行うことが可能ですが、この場合に条例制定を請求する署名を行うことができるのは、「住民」のうち選挙権を有する者に限られています。

また、条例の制定の可否については、当然ながら、議会において審議され、判断されることとなります。